

旭町地区 地区計画の内容

名 称	旭町地区 地区計画	
位 置	高崎市 旭町、江木町、弓町の各一部	
面 積	約 1.8 ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、高崎駅西口より北へ約 500mに位置した住工混在地であったが、高崎駅周辺（西口）土地区画整理事業の施行により、工場等の地区外移転とともに、道路、公園等の公共施設を中心とした整備が進行中である。駅へ至近距離という利便性の高い地区であり、土地の高度利用及び商業・業務地への土地利用転換が見込まれる。このため地区計画により、土地区画整理の事業効果の維持と促進を図り、健全な商業・業務地への誘導、利便性の向上を図るため、敷地の細分化による環境悪化等の防止を行うとともに、過小宅地の共同利用を誘導することにより、適正かつ合理的な土地利用により、良好な都市環境を形成、保持することを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	事業地全体と調和のとれたまちづくりを行うため、これまでの住工混在型の土地利用から新たな商業・業務への土地利用に転換する。また、土地の細分化を防止し、共同利用を促進し、適正かつ合理的な土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	当地区内における地区施設は、土地区画整理事業により一体的に整備されるので、これらの地区施設の機能が損なわれないよう維持、保全する。
	建築物等の整備の方針	敷地面積の最低限度の設定により、敷地の細分化による建築物の過密化やペンシルビルの乱立を防止し、かつ、敷地の共同利用による適正な土地の高度利用を図り、商業・業務施設の立地を促す。
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>敷地面積の最低限度</p> <p>200 ㎡</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する場合は、適用しない。</p> <p>(1) 現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しない土地について、その全部を一の敷地として使用する場合</p> <p>(2) 前号の土地を新たに取得した者がその全部を一の敷地として使用する場合</p>

旭町地区

東小学校

公民館

都心東地区
地区計画区域

(都)高崎伊勢崎線

(都)東2条線

公園

信越本線・上越線

上越新幹線・北陸新幹線

平成4年8月28日決定

(都)旭栄町線

高崎駅西口周辺地区 地区計画区域

高崎駅地区
地区計画区域

高崎駅イーストサイト
地区 地区計画区域

